

奨学金申請内容のチェック用紙(貸与)

学籍番号

氏名 (フリガナ)

以下のうち、該当する項目に☑を入れてください。

(1) 現在、日本学生支援機構の奨学金を利用していますか？

☐ はい

☐ 給付奨学金

☐ 第一種貸与奨学金

☐ 第二種貸与奨学金

☐ いいえ

(2) 今回の申請ではどの種類の奨学金を申し込む予定ですか？

☐ 給付奨学金

☐ 第一種貸与奨学金

☐ 第二種貸与奨学金

(3) 現在、留年中ですか？

☐ はい → 貸与奨学金に申し込むことができません。(進級すれば申し込むことができます)

☐ いいえ

(4) スカラネット下書き用紙で、下記選択を選んでいる方へ

①第一種奨学金のみ希望します。

☐ 不採用の場合、奨学金が一切振り込まれないことを理解しています。→ (5) へ

②第二種奨学金のみ希望します。

有利子である第二種奨学金のみを希望した理由を教えてください。

☐ 世帯収入が明らかに第一種奨学金の基準を超えているため。

☐ 第一種奨学金の貸与月額以上の月額を希望しているため。→次頁 (6) へ

☐ その他 () → (5) へ

(5) 特段の理由がない場合は、次の選択肢に変更してもよろしいですか？

「第一種奨学金を希望するが、不採用の場合第二種奨学金を希望します。」

☐ はい

☐ いいえ

(6) 月額を多くするために、第二種奨学金のみを希望している方へ

無利子の第一種奨学金と併願して貸与月額を調整する、次の選択肢に変更してもよろしいですか？

「併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。」

☐ はい

☐ いいえ

(例) 月額 10 万円程貸与したい場合

第一種奨学金（無利子）51,000 円+第二種奨学金（有利子）50,000 円＝月額 10 万 1 千円

この場合、利子がかかるのは月額 5 万円の部分に関してのみとなるため、将来的な利子分の返還額は少なくなります。ただし、上記選択をしても必ず採用になるかどうかは分からないため、申請の段階では第一種奨学金 51,000 円、第二種奨学金 10 万円の併用で申請し、採用結果が分かり次第、第二種奨学金の月額を調整するという方法を取ることできます。第二種奨学金の減額申請は返還誓約書提出後、スカラネット・パーソナルよりご自身で手続きできます。減額始期も貸与始期（春採用であれば 4 月、秋採用であれば 10 月）まで遡って減額することができます。（※年度内清算ができる範囲に限る）

(7) 給付奨学金と第一種奨学金を併願する方へ（併用予定も含む。）

どちらも採用となった場合、併給調整で第一種奨学金の月額が減額されることを理解していますか？

☐ はい

☐ いいえ

併給調整について※必ずご確認ください

給付奨学金と第一種奨学金はいずれも国費を財源としていることから、併給する際の貸与月額の上限が決められています。

給付奨学金と同時に利用した場合、第一種奨学金の月額は以下ようになります。

	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ～Ⅳ区分 (多子世帯)	多子世帯
自宅通学	0	0	20,300	0	300
自宅外通学(1人暮らし)	0	0	13,800	0	6,300

！注意！

給付奨学金を卒業まで受給できる保証はありません。

毎年、家計と学業成績の審査が行われます。審査の結果によっては、給付奨学金の振り込みが止まることもあります。給付奨学金は授業料免除とセットの制度ですので、給付奨学金の振り込みが止まった年は、授業料も全額支払いが必要になります。

ただし、給付奨学金が止まった際、第一種奨学金の併給調整が解除されますので、第一種奨学金は全額振り込まれます。（学業成績の基準をクリアしていた場合）

なお、第二種奨学金は、給付奨学金と同時に利用しても月額が制限されることはありません。

裏面もご確認ください→